

## 議案第93号白河市自治基本条例に対する修正案

第28条を次のように修正する。

第28条 市民、市議会及び市は、この条例に基づく市の取り組みの実施状況等について検証を行うため、自治基本条例検証委員会（以下、「検証委員会」という。）を設置し、市長及び市議会議長に対して報告を求め、適切な措置を講じるよう市及び議会に要請していきます。

2 検証委員会については、市民代表・市議会代表・市代表各4名を持って構成し、互選により会長を選任します。（なお、事務局は企画政策課に置くものとします。）

3 検証委員会は、年1回定例会を開催し、自治基本条例等の取り組み状況について検証を行います。また、会長は必要に応じ臨時会を開催することができます。なお、会長は委員2名以上から要請された場合、臨時会を開催しなければなりません。